

議案第19号

日出町老人介護者手当支給条例の一部改正について

日出町老人介護者手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日 提出

日出町長 本田博文

日出町老人介護者手当支給条例の一部を改正する条例

日出町老人介護者手当支給条例（平成7年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「(以下「受給資格者」という。)」を削る。

第6条第1項中「受給資格者」を「受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）」に改め、同条第2項中「3月及び9月」を「4月及び10月」に改める。

第7条第2項中「手当の支給を受けている者」を「受給資格者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 手当は、受給資格者の属する世帯の世帯員に手当を支払う月の前月の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）を課される者がある場合は、支給しない。

第9条中「手当の支給を受けている者」を「受給資格者」に改め、同条第2号中「3月及び9月」を「4月及び10月」に改め、同条中第3号を第4号と

し、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 受給資格者の属する世帯の世帯員全員の当該年度の市町村民税課税状況

第10条中「手当の支給を受けている者」を「受給資格者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において受給資格者である者に対して支払う令和3年3月分までの老人介護者手当（以下「手当」という。）については、この条例による改正後の日出町老人介護者手当支給条例（以下「新条例」という。）第7条第2項及び第9条第3号の規定は、適用しない。

(令和2年3月分の手当の支払の特例)

3 令和2年3月分の手当については、新条例第6条第2項及び第9条第2号中「4月及び10月」とあるのは「10月」と、同号中「6月間」とあるのは「7月間」とする。

理 由

介護者手当の支給要件の見直しにより、条例を整備したいので提出する。